

ID: 1114

担当部署: みどり環境部 環境政策課

処分の概要	指定作業場の計画変更命令		
例 規 名 根 拠 条 項	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例 第91条		
例 規 番 号	平成12年12月22日条例第215号		
【根拠条文】 (計画変更命令) 第九十一条 知事は、前二条の規定による届出があった場合において、当該届出に係る指定作業場が次の各号のいずれかに該当するおそれがあると認めるときは、当該届出を受理した日から三十日(次条第二項の規定により同条第一項の期間を短縮したときは当該短縮期間)以内に限り、当該届出をした者に対し、当該届出に係る指定作業場におけるばい煙、粉じん、有害ガス、汚水、騒音、振動若しくは悪臭の防止の方法、地下水の揚水の方法、建物若しくは施設の構造若しくは配置、自動車の出入口の位置、作業の方法若しくは燃料の質に関する計画の変更又は当該指定作業場の設置若しくは変更に関する計画の廃止を命ずることができる。 一 ばい煙、粉じん、有害ガス、汚水、騒音、振動又は悪臭が第六十八条第一項に規定する規制基準を超えるとき。 二 使用する燃料が第六十九条第一項に規定する基準に適合しないとき。 三 第七十条に規定する集じん装置を設置しないとき。 四 第七十一条に規定する基準に適合しない粉じんを発生する施設を設置するとき。 五 有害ガス取扱施設の構造が第七十二条に規定する基準に違反するとき。 六 第七十三条に規定する炭化水素系物質の排出防止の設備を設置しないとき。 七 第七十四条に規定する汚水に係る有害物質除害設備を設置しないとき。 八 有害物質取扱施設の構造が第七十五条に規定する基準に違反するとき。 九 地下水の揚水施設の構造等が第七十六条第一項に規定する基準に違反するとき。 十 第七十七条に規定するへいその他の必要な設備を設けないとき。 十一 自動車の出入口が第七十九条の規定に違反するとき。			
備考			
設 定 年 月 日	令和8年2月1日	最終変更年月日	令和8年2月1日